

第二十四回帝國議會衆議院 監獄法案外四件委員會議錄(速記)第七回

會議

明治四十一年三月九日午後一時二十分開議

出席委員左ノ如シ

元田 肇君

磯部 四郎君

雲平君

栗塚 阿部

德三郎君

ノモ、満場一致ト見テ居リマスガ、其通りニ相違アリマセヌカ、御報告が漏レタヤウデスカラ伺ヒマス

宮古 啓三郎君

立川 文一郎君

和夫君

板倉 中君

高橋 安爾君

○阿部德三郎君 其點モ御尋ノ通り特別委員會ニ於キマシテ、満場一致ニアタノデアリマス

森 古賀 唐藏君

後藤 鳩山

中西 六三郎君

豊次郎君

○宮古啓三郎君 今ノ二十七條ノ第一號、第二號、第三號ヲ削除シマシタ理由ヲ伺ヒタイ、其當時出テ居リマセヌカラ、成ルベク詳シク御話ヲ願ヒマス

丸山嵯峨一郎君

寧君

北村 六吉君

山村 向坂

○花井卓藏君 二十七條ノ一號、二號、三號ヲ削除致シマシタ理由ノ、御尋ニアリマスカラ、私ヨリ御答致シマス、二十七條ノ規定ハ新刑法第三號ノ延長ニアリマス、即

澤田 淺見

北村

左吉君

田寺 望月

○花井卓藏君 二十七條ノ一號、二號、三號ヲ削除致シマシタ理由ノ、御尋ニアリマスカラ、私ヨリ御答致シマス、二十七條ノ規定ハ新刑法第三號ノ延長ニアリマス、即

國井 竹太郎君

仁太郎君

大吉君

卓藏君

○花井卓藏君 二十七條ノ一號、二號、三號ヲ削除致シマシタ理由ノ、御尋ニアリマスカラ、私ヨリ御答致シマス、二十七條ノ規定ハ新刑法第三號ノ延長ニアリマス、即

小河 源一君

石田 松本

仁太郎君

長夫君

○花井卓藏君 二十七條ノ一號、二號、三號ヲ削除致シマシタ理由ノ、御尋ニアリマスカラ、私ヨリ御答致シマス、二十七條ノ規定ハ新刑法第三號ノ延長ニアリマス、即

出席國務大臣左ノ如シ

司法大臣 松田 正久君

高橋 望月

○花井卓藏君 二十七條ノ一號、二號、三號ヲ削除致シマシタ理由ノ、御尋ニアリマスカラ、私ヨリ御答致シマス、二十七條ノ規定ハ新刑法第三號ノ延長ニアリマス、即

出席國務大臣左ノ如シ

司法大臣 松田 正久君

高橋 望月

○花井卓藏君 二十七條ノ一號、二號、三號ヲ削除致シマシタ理由ノ、御尋ニアリマスカラ、私ヨリ御答致シマス、二十七條ノ規定ハ新刑法第三號ノ延長ニアリマス、即

出席政府委員左ノ如シ

司法次官法學博士 河村讓三郎君

司法省監獄局長 小山 溫君

○花井卓藏君 二十七條ノ一號、二號、三號ヲ削除致シマシタ理由ノ、御尋ニアリマスカラ、私ヨリ御答致シマス、二十七條ノ規定ハ新刑法第三號ノ延長ニアリマス、即

裁判所構成法案中改正法律案

刑罰施行法案

司法院事務官 齋藤十一郎君

○花井卓藏君 二十七條ノ一號、二號、三號ヲ削除致シマシタ理由ノ、御尋ニアリマスカラ、私ヨリ御答致シマス、二十七條ノ規定ハ新刑法第三號ノ延長ニアリマス、即

於テ、最モ疑惑ヲ生ズル條項デハナイカト思フ、之ニ對スル政府委員ノ明確ナル説明ヲ、此際特ニ筆記シテ置ク必要ガアルト思ヒマス、御尋致シテ置キマスカラ、明カニ御辯明ヲ願ヒマス

○望月長夫君　是ハ今報告ヲ一度ニサレマシタガ、大體ノ質問デナケレバツ案ヲ定メテ、サウシテ其案ニ付テ、一條カラ順次進ンデ行シタ方ガ片ガ着カナイカト思ヒマス
○阿部徳二郎君　チヨダト報告漏レニナシタ部分ガアリマスカラ、此際補ツテ置キタウゴ

ザイマスガ、特別委員會ニ御付託ニナツノハ、先刻御報告ヲ致シタ外ニ、印紙犯罪處罰法案ト云フモノガアツタノデアリマス、是ハ花井君ヨリ廢案ノ御説が出来タノデアリマシタ

ケレドモ、尙調査ヲ要スルト云フコトデ、委員會ニ於キマシテハ、延期ニナシテ居リマス、故ニ是ハ追ア委員會デ決定ヲ致シタキニ、御報告致ス

○委員長(磯部四郎君) チヨット諸君ニ御誥リ致シマスガ、今矢島君ノ御質問モアリ
積リデアリマス

方デ、既ニ五回モ十分ノ審査ヲ經テ居リマヌノデアリマスルシ、旁ミ此刑法施行法、監

獄法、裁判所構成法、裁判所構成法施行條例、是等ノモノニ付テ審査上成ルベクハ
總則トカ、或ハ各章トカ云フモノニ付テ、議シテ行クヤウニシタラ宜カラウト思ヒマス

○花井卓藏君 誠ニ便宜ナ方法デゴザイマスルガ、刑法施行法ニハ章別ガゴザイマセヌ、ソレデアリマスカラ第一條ヅ、議題ニ供スルノ外アルマイト思ヒマス、一條ヅ、議題ニ

供セラレマシテ、其條ノ下ニ質問ガアリ、修正ガアリ、討議ガアリ、採決ガアルト云フ歟ニシテ戴クコトニシタラ、如何デゴザイマセウ

○委員長(磯部四郎君) 別段唯今ノ花井君ノ御意見ニハ 異議ハエサイマセヌガ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長（磯谷四郎君）異議有ニサイ、セヌケレハ是ヨリ一例シ、専修審議二種マス、第一條——異議アリマセヌカ

○花井卓藏君 第一條ハ異議ハアリマセヌガ、後ノ惑ヲ解クタメニ一言致シテ置キタイト考ヘマス、第一條ニ法律ト云フ字ガ、三種使ツテアル、三種ノ法律ハ各々同一ノ意味

ヲ有スルニアラスシテ、其性質ノ上ニ於テ、其効キノ上ニ於テ、二者各々獨立シタル意味ガ含マシテ居ルノデゴザイマスカラ、讀メバ能ク分ルヤウデゴザイマスケレドモ、他日法律ニ惹義フ同一意義ニ詳釋ノ倫存ダ出來レ、一トマニカニカラ、三種三義ノ性質及効キ

ノ意義ニ同「意義ニ解釋ミテ詔等が出来ルトベキモセガラニ二種ニ様ハ便宜ノ體ニ
ヲ有シテ居ルト居フコトヲ述べテ置キマス、原案ニハ異議ハアリマセヌ
○委員長（磯部四郎君）別ニ御異議ガアリマセヌカラ可決致シマス、第二條ハ貴族
院ニ於テ修正ヲ致シテアリマス、ソレハ「又ハ他ノ法律」ト云フダケヲ除イタノデズ

○委員長（磯部四郎君）　ソレデハ可決致シマス、第三條
（「異議ナシ異議ナシ」と呼フ者アリ）

○委員長（磯部四郎君）可決、第四條
（「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル）

○委員長(磯部四郎君)可決、第五條
「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル

○委員長(磯部四郎君) 可決、第六條、此第六條ニハ貴族院ノ修正デ、第六條ノ
一ノ所デ「刑法又ハ本法ニ據リ」ノ文字ヲ「刑法」ヲ改メマシテ、刑名ノ下ニ「刑名ニ據
リ刑ヲ定メタル法令」ト云フコトニサレマシテ、ソレカラ第二ニハ確定裁判アリタル罪ニ、刑
法又ハ本法ニ依リ刑名ニ云々ヲ修正サレマシテ「刑法ノ刑名ニ據リ刑ヲ定メタル法令」ト
斯様ニ改マシテ居リマス

○政府委員(豊島直通君) 第六條第七條ニ付テ先刻御質問デゴザイマシタル罪ガ、他ノ罪ト餘罪トノ關係、又ハ裁判ノ關係ニナツテ居ルコトヲ現ハシテ居リマス、サウシテ改正刑法施行前ニ犯シマシタル罪ニアザイマスカラシテ、刑法第六條ノ規定ニ依リマシテ、新舊ノ法ヲ比照シテ其輕イモノヲ適用シナケレバナラヌノデゴザイマス、併シ其輕イモノヲ適用スルト云フモノヲ適用シタ後、刑ノ比照ヲシナケレバナラナイ、即チ輕重ヲ定メナケレバナラヌ、ソレカラ又致シマシテモ、他ノ罪ト關係ヲ有ツテ居ルモノニ付キマシテハ、第三條ノ第二號ト云フモノヲ適用シマシテ、刑法施行法ノ輕重ヲ定ムルコトニナリマス、サウ云フコトニナリマスカラシテ、此第六條及第七條ノ如キ規定ヲ必要トスルコトガ生ジマス、此六條ノ餘罪ニ付キマシテハ他ニ刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付テ確定判決ガゴザイマシテ、其確定判決ニナツテ居ル罪ニ對シテ、餘罪ニナツテ居ルノデアリマス、其確定判決ニナツテ居ル罪ガ、刑法施行ノ前ニ確定判決ニナツテ居ルモノナラバ、必ズ舊刑法ノ刑名が刑が言渡サレテ居リマス、是ニ反シマシテ確定判決ニナツテ居ル罪ガ、刑法施行後ニ確定裁判ニナルコトニナツテ居リマスルトキニハ、或ハ舊刑法ノ刑名デ刑ヲ言渡サレテ居ル場合モゴザイマスン、或ハ改正刑法ノ刑名デ刑ヲ言渡サレテ居ルモノナラバ、必ズ舊刑法ノ刑名が刑が言渡スト云フコトニナリマス、ソレデ斯ノ如キ場合ニ於キマシテ、此餘罪ニ付テ新刑法ノ刑ト云フモノヲ滴用スルト云フ場合ニ於キマシテ、確定判決ニナツル罪ニ改正刑法ノ刑ガ適用サレルト云フコトニナリマス、即チ第六條ノ一號ノ場合モ生ジマスシ、二號ノ場合モ生ズルト云フコトニナリマス、ソレデ極マツテ來ヤウニナリマスル、ソコデ改正刑法ダケノ規定デハ其調和ガ付キマヒスカラシテ、第六條ノ第二號ノ規定ト云フモノヲ要スルコトニナツタノデアリマス、ソレカラ改正刑法ニ定メラレタル刑ト云フモノヲ、餘罪ニ適用スルト云フコトニナリマスルトキニハ、確定裁判ニナリマシタコロノ罪ニハ舊刑法ノ刑ト云フモノヲ適用サレルト云フコトニナリマスルト、是モ改正刑法デハゴザイマセヌカラシテ、第六條ノ一號ノ如キ規定ト云フモノヲ設ケル必要ヲ生ジマスノデゴザイマス、サウシテ便宜ニ從ヒマシテ餘罪ト云フ方ノ適用サレルトコロノ刑ガ、改正刑法ノ刑ト同様ナルトキニハ、併合罪ニテ居リマス、ソレカラ第七條モ改正刑法デハ調和ガ付イテ居リマセヌ場合デゴザイマシテ、ガドウナルカト云フコトガ、ソレデ極マツテ來マシテ、ソコテ初メテ此刑法施行法第三條ノ第二號ト云フモノヲ適用シテ、輕重ト云フモノヲ定メル、サウ云フ趣意デ此六條ハ出來ルニ改正刑法ノ累犯ノ原因トナリマスル性質ノ罪ニ付キマシテ、改正刑法施行前三舊既ニ改テ居リマス、ソレカラ第七條、一號、二號ノ場合ニ當リマス、其者ガ改正刑法ニ處セラレタル者ガアル、即チ第七條、一號、二號ノ場合ニ當リマス、其者ガ改正

刑法施行前ニ、更ニ罪ヲ犯シタル場合ニ、其再犯ノ罪ニ改正刑法ヲ適用スルト、其罪ハ改正刑法ノ刑が當該マルノアル、ソレカラ既ニ確定判決ニナシテ居ル、再犯ノ原因トナシタ罪ニハ、舊刑法ノ刑が當該マルノアル、サウ云フ關係ニナシテ居リマスカラシテ、ヤハリ此處ニ特別ノ明文ヲ設ケテ、是ハ再犯ニナシタ罪ヲ標準トシテ、便宜ノタメニ改正刑法ノ累犯ニ關スル規定ヲ準用シテ、サウ云フ場合ニ加重ヲ致シマス、其上テ施行法第三條第一項ヲ適用シテ、刑ノ對照ヲシテ、新舊二法何レカヲ定メル趣意ニ相成リマス

○委員長（磯部四郎君）別段御議論がナケレバ、第六條可決、第七條ハ二行目ノ所ニ「又ハ本法ニ依リ刑名ヲ變更セラレ」ノ代リニ「刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定ム」ト云フ貴族院ノ修正ガアリマスガ、其他ハ原案ノ通リテアリマス、別段御議論ハアリマセヌカ

（「異議ナシ」と呼フ者アリ）

○委員長（磯部四郎君）御異議がナケレバ可決、第八條御議論ハアリマセヌカ——別段御議論モナイヤウデスカラ可決、第九條——第九條ノ第二項ニ「前項ノ場合ニ於テ刑法施行前ノ罪ニ刑法又ハ本法ニ依リ刑名ヲ變更セラレタル他ノ法律」トアルノヲ、府案ノ通リテアリマスガ、九條ニ付テ御議論ハアリマセヌカ

（「異議ナシ」と呼フ者アリ）

○委員長（磯部四郎君）御異議がナケレバ可決致シマス、第十條——御議論がナケレバ可決致シマス、第十一條——御議論がナケレバ可決、第十二條是モ可決デス、第十三條ニハ第一項ノ所ニ「他ノ法律」ト云フ文字ガ、貴族院ノ削ラレ、第二項ニ「又ハ他ノ法律」ト云フ此六字が削ラレマシタ、其外原案ノ通リテスガ、御議論がナケレバ可決致シマス

○花井卓藏君 私ニハ分シテ居ルガ、十三條ノ第二項ノ中ニ「明治十四年第八十一號布告第一條ノ例ニ依リ主刑ノ對照ヲ爲ス可シ」とアリマス「其必要ナル所以ノ理由ヲ茲ニ説明シテ置カレタ方ガ、他日便宜ト考ヘマス

○政府委員（小山温君） 唯今求メラレマシタコロニ付テ、説明ヲ致シマスガ、此刑法ガ施行ニナリマシタ時分ニ、居リマスル既決囚ヲ考ヘテ見マスルト、勿論舊刑法ガ——舊刑法ト謂ヒマスルノハ、現行刑法ニ當リマス、ソレカラ今舊刑法ト謂ウテ居ルモノガアル、ソレハ十五年ノ刑法以前ノ法律ニ據シテ處罰セラレタモノノアル、即チ終身懲役ト云フヤウナ者ガ居リマス、確カ現ハレテ居リマスルダケデモ十四人居リマス、尙此後モマダソレガ大キイ刑ヲ着ア居ルタメニ、隠レテ居ルノガ或ハ減刑ニナシタ場合ニ出テ來ナイトモ限リマセヌカラ、ドレダケ此後アルカ分リマセヌ、ソレ等ノ者ニ對スル刑ノ執行ハ、此刑法ノ執行ノ通りシテ往キタクト云フノガ此十三條ノ規定アリマシテ、刑法施行法第二條ダケデハ、新舊刑法ノ歩ミガ附キマスガ、其以前ハ歩ミガ附キマセヌ、例ヘ終身懲役ノヤウナモノハ、明治十四年八十一號布告、即チ通常新舊比照法ト申ス、法律ニ依テ是ハ無期徒刑トナルトカ、或ハ無期流刑ニナルトカラ極メテ、ソレカラ又第二條ニ依テ更ニ對照シテ、無期懲役トカ、無期禁錮ト云フモノニナシテ、刑法ノ刑ト同様ニ執行シテ往クト云フ、斯ウ云フ意味アリマス

○委員長（磯部四郎君） 十三條モ可決致シマス、十四條「又ハ他ノ法律」ト云フ六

字ヲ貴族院ノ削除サレタ外ハ、原案ノ通リテアリマス、御議論がナケレバ可決第十五條是ハ原案ノ儘デス、御議論がナケレバ可決、第十六條——是ハ花井君ヨリ何カアリマシタナ

○花井卓藏君 何モアリマセヌ、注意スベキ點ト、希望スベキ點ハ、既ニ特別委員會ニ於テ度々申上ゲテ置キマシタカラシテ、更ニ此處ニ繰返シマセヌ

○委員長（磯部四郎君）別段御議論がナケレバ可決、第十七條モ可決、第十八條——可決、第十九條——可決、第二十條——可決、第二十一條——可決、第二十二條——可決

○關信之介君 御尋致シマスガ、此法案ハ刑法施行法ト云フ題目ノ下ニ、或ハ爆發物取締規則ヲ廢スルトカ、二十一年法律第二十八號、二十三年法律第九十九號、及三十九年法律第五十四號ヲ廢止スルトカ、云フコトガアリマス、又刑事訴訟法第何條ヲ改正ストカ云フコトガアリマスガ、是ハ甚ダ法律ノ体裁上妙デナイカト思ヒマスガ、是ハドウ云フ意味アリマスカ

○花井卓藏君 私ノ説明スペキ責任ハナイヤウデアリマスガ、用例ハ明治何年法律第何號何々ニ關スル件、斯ウ云フ形デ出テ居リマス分ハ、關君ノ申サレタ通り、頭ニ冠ラセテ、法律第何號何々ニ關スル件、第何條ハ之ヲ廢止スデモ若クハ左ノ通り改正スト云フコトニナシテ居リマスガ、刑法デアルトカ民法デアルトカ爆發物取締規則ト云フヤウナ法律ノ表題ノアル分ハ、頭ニ號ヲ冠ラセヌ主義ノヤウニ承ハツテ居ルノデアリマス、此ノ如キノ用例ニナシテ居リマスカラ、本條ニ於テモ頭ニ冠ラセナカツタ次第アリマス、一寸質問ノ主意ヲ問違テ居リマシタ

○關信之介君 政府委員ニ……

○政府委員（小山温君） 此刑法ヲ施行致シマスル上ニ於テ、ヤハリ他ノ法律舊刑法以外ノ他ノ法律ニ付テモ廢止變更致シマセスト、衝突致シマシテ敏活ニ行フコトノ出來ナイモノガアリマスカラ、ソレデ此今御尋ニナリマシタ一一二條ハ、丁度舊刑法以外ニ刑罰ヲ定メタ條文ニ關係スル中ナンデ、十二條カラ二十七條マダ皆サウナリマス、之ヲヤリマセヌスト釣合ガ悪クナリマシテ、新刑法ヲ敏活ニ行フコトが出來マセヌ、序ニ申上ゲマスガ、一二七條マダハ其通りアリマスガ、二十八條カラ三十七條マダト云フモノハ、人ノ資格等ニ關スル外ノ法律ノ刑罰ヲ引イテ規定シテ居ルトコロデアリマス、ソレデ二十八條カラ二十七條ハサウ云フ法律ニ關シタ例が設ケテアリマス、ソレカラ二十八條カラ五十三條マダハ刑事訴訟法ノ改正アリマスガ、所謂刑事訴訟法アリマスト、其儘デハ新手續法、前ニ通り違警罪、輕罪、重罪ト云フ手續ヲ設ケテアリマスガ、此三十八條乃至五十三條、ソレカラ五十四條乃至五十九條ハ新刑法ノ執行猶豫ノ規定ゴザイマスガ、其執行ニ關スル手續ヲ定メテゴザイマスガ、ソレカラ此現ニ行ヒマスル明治三十八年法律第十號ノ執行猶豫法ニハ、手續法ト兩方定メテゴザイマス、刑法ニ於テ其儘執行猶豫法ヲ廢シマスルト、手續が無イコトニナリマス、ソレデ刑ノ執行猶豫ノ手續ヲ定メタノデゴザイマス、次モヤハリ他ノ法律カラ移シテ來タコトニナリマスガ、六十條乃至六十七條ト申シマスルモノハ、刑法附則ノ一番終リハ舊刑法ノ規定ヲ其儘持テ參リマシタ、是モ

明文ヲ以テ廢止致シマスガ、新刑事訴訟法ノ出來ルマテハ廢スル譯ニナリマセヌ部分ガアリマス、ソレデ此處へ持テ來タノデアリマス

○關信之介君 私ノハ斯ウ云フ積リテアル、例ヘバ一十二年ノ法律、二十八年法律ヲ廢止スル必要ガアツタナラバ、其一十二年一十八年ノ法律廢止案ヲ出シテ、特ニ廢止シナケレバナラヌ、此訴訟法ノ手續法ニ向シテ特別ニ法律ヲ何カ廢止シタリ何カスルノハ、體裁上是迄政府が總テ法律廢止案ヲ出ストカ、修正ヲ出スルノト變シテ居ルヤウデゴザイマスガ、其手續ニアリマス

○政府委員(小山溫君) 其趣意ヲ申シマスルト新民法ノ出マシタ場合ニ至リテ、施行法テ他ノ法律ヲ廢止シタリ、手ヲ入レタル例ガアリマス

○委員長(磯部四郎君) 別段御異議ガナケレバ二十二條——可決——二十四條——可決——二十四條——可決——二十五條——同ジク……

○矢島浦太郎君 此二十五條ノ當分ノ内ト云フノハ何時マテ云フノデスカ

○政府委員(小山溫君)

是ハ確定シタ時ハ申上ゲルコトハ出來マセヌガ、サウ長イ將來ニ於テナク……

○矢島浦太郎君 ドノ位

○委員長(磯部四郎君) 新法ノ出來ルマデダ、二三年間ダラウ

○花井卓藏君 矢島君ノ御質問ガアリマスカラ、私ヨリモ更ニ質問ヲ致シマスガ、二十

五條ノ規定ハ元來面白クナイ規定デアツテ、刑法ヲ改正シテ置キナガラ刑法ヲ復活スル實ニ不愉快ニ堪ヘヌ條文アル、ソレデアリマスカラシテ、能フベクンハ此條文ハ削リ去リ

タイノデアル、然ルニ之ヲ削リ去リマスルト一號乃至五號マテノ犯罪ガ無罪ニナル、是亦國家ノタメニ忍ビザルコトデアリマスカラシテ、已ムヲ得ズ茲ニ規定スルト云フ譯ニ至リマ

シタノデアリマスカラ、此當分ノ内ト云フ文字ハ最モ近キ期間ノ意味ニ於テ解スベキモノデアラウト信ジテ居ル、私ノ考案ニ依レハ恐クバ一年間、一年間ト云フヨリハ、寧ロ六

七箇月間、別言セバ次ノ議會迄ニ一號乃至五號ニ對スル特別法ノ提出ヲスル、其時

マデト云フ意味ニ解シテ居ル又其證據ガアル、即チ吾々委員ニ付託ニナシテ居ル印紙犯

罪處罰法ト云フモノハ、僭越ニモ大藏省ノ俗吏ガ筆ヲ取リマシテ、二十五條ノ第二號ノ當分ノ内ヲ唯今ト云フ事柄ニ解釋ヲシテ、案ヲ同時ニ提出致シテ居ル位狼狽仕テ居ルノデゴザイマス、狼狽ト云フコトが適當デナケレバ、敬意ヲ拂シテ此ノ如キ當分ノ内ト

云フ文字ヲ狭ク短く解釋シテ居ル、ソレデアルカラ次ノ議會ニ於テ必ス一號乃至五號ノ補正ノ法案ヲ出スコトデアラウ、ト信スル、從シテ二十五條中最モ大切ナル文字ガ當分ノ内ト云フ文字アル、此當分ノ内ハ裁判所構成法ノ施行ノ際ト云フ際ノ字ノヤウニ、五年モ十年モ續クモノトハ違シテ、當分ノ内ト云フ字ハ本年ノ暮ノ議會マテノ間ト云フ

字デアリマセウカ、如何デアリマセウカ

○政府委員(小山溫君) 私ハ司法省ノ政府委員デアリマスカラ、全體ニ付テ御答スルコトハ如何ト存ジマスガ、刑法施行法ノ二十五條ハ今仰シヤリマスル通り、實ニ汚タイ不都合ナ條文デアルト云フコトヲ信シテ居リマス、デアリマスルカラシテ、成ルベク早ク此銃砲彈藥取締規則、ソレカラ第一ハ既ニ出テ居リマスガ、第二ノ度量衡規則、第四

ノ傳染病豫防規則、第五ノ家資分散ト云フモノニ手ヲ入レテ、成ルベク早ク提出ニナルコト、信ジテ居マス

○委員長(磯部四郎君) 御異議ガナケレバ第二十五條ハ可決、第二十六條モ別段御議論ガナケレバ可決、第二十七條ハ先程質問ノアツタ點ニアリマスガ、即チ二十七條ニ於テハ一二三ト云フモノヲ特別調査會ヲ創シテ、四五六ヲ繰上ゲテ一一二トシタノデアリマス、別段御異議モナイヤウデスカラ可決

(「可決ト云フノハドウ可決スルノデス」ト呼フ者アリ)

○委員長(磯部四郎君) 削除ニ可決デス

○花井卓藏君 二十六條ト二十七條トニ跨シテ、尋ネテ置キマスガ、二十六條三列記セラレテアル罪、二十七條ニ列記セラレテアル罪、此罪ハ二十六條ナラバ刑法第三條ノ例ニ從フベキ性質ヲ有スル部分ノミニ對スル罪ノ規定、二十七條デ申セバ刑法第三條ノ例ニ從フベキ其主義ニ副フベキ部分ノ罪ノミニ對スル規定デアツテ其掲ゲラタル法律全體ノ所罰規定ニ及ブベキモノデハナイト心得テ居リマスガ、其通リニ相違ゴザイマセスカ

○政府委員(豐島直通君) 二十六條二十七條ニ掲ゲテアリマスル、特別法中ノ犯罪デ、其性質ガ外國デ犯スコトノ出來ナイヤウナ犯罪モゴザイマス、故ニ此處ニ舉ヌテ居ル犯罪ハ、國外デ犯スコトノ出來ルヤウナ犯罪ノミラ主トシテ規定シテアルノデアリマス

○花井卓藏君 ソレデアルカラ、軍機保護法ナラバ軍機保護法全體、徵兵令ナラバ徵兵令全體、著作権法ナラバ著作権法全體ノ意味デハナクシテ、刑法二條三條ノ主義ニ屬スベキモノノミデセウ

○政府委員(豐島直通君) 全ク其通リゴザイマス

○委員長(磯部四郎君) 二十六條二十七條ハ別ニ御異議ハナイヤウデスカラ可決、次ハ第二十八條——二十八條ニ移ル前ニ一應御詰リシテ置キマスガ、二十八條カラ

三十七條マデハ、二十八條ノ又ハ他ノ法律ト云フコトが貴族院デ削ラレテ居ルシ、ソレカラ三十四條モ同ジク「又ハ他ノ法律」ト云フコトが貴族院デ削ラレテ居ル、其他ハ總テ政府案通りトナシテ居リマスガ、ソコデ此二十八條カラ三十七條マデハ、全ク人ノ資格等ニ關係シテ居ルノミニ條文デ、先程私が監獄法ト間違シテ各章毎ニト云フコトヲ言ヒマシタが、併シ此處ニハ章アリマセヌガ、二十八條カラ三十七條マデハ章ガアレバ、一章ノ中ニ入ルベキ條文デアリマスカラ、別段御異議ガナケレバ二十八條カラ三十七條マ

デヲ一括シテ議題ニ附シタイト思ヒマス

○花井卓藏君 二十八條ダケハ先ニ御決シニナシテ、二十九條カラ三十七條マテヲ一括シテ議題ニ供サレル方が正シクハゴザイマセヌカ

○委員長(磯部四郎君) 宜シウゴザイマス、ソレデハサウ云フコトニ致シマス、先ダ二十八條ヲ議題ニ供シマス

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○委員長(磯部四郎君) 御異議ガナケレバ、二十八條ハ可決、二十九條カラ三十一

○委員長(磯部四郎君) 御異議がナケレバ一十九條カラ三十七條マテ可決
○花井卓藏君 三十八條ヨリ五十二條マテハ、刑事訴訟法ノミニ關スル規定ニアリ
マスルカラシテ、一括シテ議題ニ供セラレ、採決セラレンコトヲ希望致シマス

(「賛成」ト呼フ者アリ)

○委員長(磯部四郎君) ソレデハ二十八條ヨリ五十三條マテ、一括シテ議題ニ供シ
マス

○望月長夫君 私ハ此四十三條ト四十四條トノ間ニ、簡條ヲ加ヘタイ「刑事訴訟

法第二百二十三條ニ左ノ一項ヲ加フ」トシテ其次が斯ウナル「刑法第二十一條ニ依リ
未決拘留ノ日數ヲ本刑ニ算入スヘキトキハ同時ニ其言渡ヲ爲ス可シ」即チ刑法第二十
一條ノ未決拘留ノ日數ノ全部又ハ一部ヲ本刑ニ算入スルニハ、刑ノ言渡ヲ爲ス際ニ
同時ニ其言渡ヲ爲スベシト云フコトヲ、刑事訴訟法ノ中ニ加ヘル、其理由ハ小特別委

員會デ詳シク言ウテ居リマスガ、第二十一條ノ一ハ其當時モ申シタ通り、所謂刑ト云フ
トコロニ掲ゲラレテ居ツテ、刑其モノト刑ノ執行方法トが規定サレテ居ル場所デ、刑ヲ言

渡スベキ規定ハ無論刑事訴訟法ヨリナイ、所ガ二十一條ニハ「未決拘留ノ日數ハ其全
部又ハ一部ヲ本刑ニ算入スルコトヲ得」即チ本刑カラ差引クコトガ出來ルト云フ規定が
アルノミデアッテ、何人ガイツ此分量ヲ定メテ、イソ言渡スカト云フコトガ、刑法施行法

中全ク落チテ居ル、勿論是ハ煎シ詰メテ見レバ、此言渡ヲ爲ス者ハ裁判官ヨリナイデハ
ナイカト云フコトニナルノデアルガ、疑ヲナクスルニハ此規定ヲ掲ゲテ置クノガ最モ明瞭デア
ルト思ヒマス、若シ推論テ何モ書カナケレバ、裁判官ガ言渡スヨリ外ニ言渡ス者ハナイデ
ハナイカト言フナラバ、次ノ刑ノ執行猶豫ノ如キモ一切書クコトハ要ラナク、殊ニ刑ノ執
行猶豫ノ第二十六條ナンカニハ刑ノ執行猶豫ヲ言渡スト云フ字マテアルノデアルカラ、
裁判官ガ言渡ス咎ノモノアルト云フコトハ、ヤハリ推論ノ結果ナクテモ濟ム、然ルニ此

コトニアルト刑法施行法ハ態々數條ヲ費シテ其コトヲ書イテ居ル、所ガ最モ疑ヒ得ル第

二十一條ハ其コトヲ書イテ居ナイ、又刑法ノ制定當時ニ於テモ、政府委員が此言渡ヲ
ナスベキ場合其他ヲ説明スル際ニ、ヤハリ是ハ刑法施行法デ極メル積リデアルト云フコト

モ言ウテ居ツタノアリマス、私ノ考テハ此第二十一條ノ規定ノ如キハ舊刑法ニ無カツダ、
即チ新刑法ノ特色トモ見ルベキ最モ善キ制度アルノニ、唯刑法ノ中ニ斯ウ書放シタ
バカリテ棄テ、置ケバ、實際ノ美ナル制度モ裁判官ガ往々等閑ニ附シ易イ、ソレデ折角
ノ善イ制度ガ或ハ空文ニ流レハセシカト云フコトハ心配スル、ソレデ今申シタヤウニ刑事事
訴訟法ノ第二百二十三條ノ一項ニ、刑ノ言渡ト同時ニ其言渡ヲナスベキモノアルト

云フコトヲ明ガニ極メテ置ケバ、是等ノ疑が全部無クナリ、且又此刑法ノ法條が確實ニ
施行セラレルト思ヒマスカラ、理由ハ此上詳シク述べル必要ハアリマセヌガ、要スルニ刑法

第二十一條ノ施行ヲ確實明瞭ナラシムルタメニ、唯今申シタ修正說ヲ提出シマス

○花井卓藏君 私ハ反対デス、是ハ小特別委員會ニ於テ大体ノ意見ヲ述ベマシタ
前發ノ刑ヲ後發ノ刑ニ通算スルト云フ規定ガアリマス、併ナガラ此點ニ關シテ望月君ノ
申サル、如ク、裁判手續トシテ別段ニ一百二十三條ノ様ナル規定ハゴザイマセヌ、ケレ
ドモ運用ハソレデ出來テ居リマス、望月君ノ議論モハリ一一條ノ規定ヲ判決文ノ

上ニ、裁判官ヲシテ明確ニ記述セシムル道ヲ啓イテ憲カニシタイト云フコトヨリ起シタ御
心配ノ結果デアラウト存ジマスケレドモ、ソレハ私ハ現行法ノ百一條ト同ジ意味デ、裁
判官ハ必ズ刑法ノ二十一條ヲ運用スルデアラウト信スル、少シモ心配ハナイト思ヒマス、
是ヲ小特別委員會ニ於テ申述ベマシタ理由ニ追加シテ、望月君ノ説ニ反對致シマス
○阿部徳三郎君 此點ニ付キマシテ小特別委員會ニ於テモ政府カラ御辯明ニナツテ
居タ黙モアリマシタガ、今ノ望月君ノ修正意見ニ對スル政府ノ御意見ヲ尙明カニ承ツ
テ置キタイ

○政府委員(豊島直通君) 刑法ノ二十一條ノ規定ハ、裁判官ヲシテ未決拘留日數
ヲ刑期ノ中ニ算入セシムルカ否カト云フコトヲ定メルコトヲ許シタル規定デアラウト考ヘマ
ス、即チ法律ノ規定ヲ以テ必ス之ヲ算入スルト云フコトニシナイデモ、裁判官ニ其自由ヲ
附與シタル規定ト解釋致シマス、サウナリマスレバドウシテモ判決ノ言渡ノ際ニ算入ト云
フコトヲ言渡スト云フコトニ相成ルコトハ疑ガハナイコト、思ヒマスカラ、別ニ規定ヲ要セ
ヌ考デアリマス

○委員長(磯部四郎君) ソレデハ望月君ノ意見ニハ別ニ賛成者ガゴザリマセヌカラ、
先づ消滅シタモノト致シマシテ、原案ニ別段御異議ガゴザイマセヌカ

(望月長夫君「意義サヘ明瞭ニナレバ宜シイ」ト呼フ「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ
者アリ)

○委員長(磯部四郎君) 五十三條マテ貴族院ノ修正モ入レテ原案ニ決シマス

○花井卓藏君 五十四條ヨリ五十九條マテハ執行猶豫ニ關スルノミノ規定デゴザイマ
スカラシテ、一括シテ議題ニ供セラレンコトヲ望ミマス

○委員長(磯部四郎君) ソレデハ五十四條ヨリ五十九條マテハ一括シテ議題ニ供シ
マス

(「原案異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○花井卓藏君 五十八條、五十九條ハ不満足デゴザイマスガ、異議ナシ

○委員長(磯部四郎君) ソレデハ五十九條マテハ原案ニ決シマス——六十條

○花井卓藏君 六十條ヨリ六十七條マテハ刑法附則ニ關スル問題ノミデゴザイマスカ
ラ、一括シテ議題ニ供セラレンコトヲ望ミマス

(「賛成タク」ト呼フ者アリ)

○委員長(磯部四郎君) ソレデハ六十條カラ六十七條マテ一括シテ議題ニ供シマス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(磯部四郎君) 別段御異議ガアリマセヌカラ可決シマス——「附則本法ハ
刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス刑法附則其他舊刑法施行ノ爲メ公布シタル法令ハ之ヲ
廢止ス」

(「賛成タク」ト呼フ者アリ)

○委員長(磯部四郎君) 御異議ガゴザイマセネバ是モ原案ニ決シマス——是デ先づ

○花井卓藏君 此場合ニ政府委員ニ質問ヲ致シテ置キマス、是ニテ刑法ノ施行ハ差
支ガナイト信シテ居リマスガ、印紙犯罪處罰法ト云フモノガ之ニ加ハリマセヌケレバ、

- 刑法施行ニ差支ヲ生ズルモノデゴザイマセウカ、明確ニ御答ヲ願ヒマス
○委員長(磯部四郎君) 花井君如何デゴザイマセウ、裁判所構成法中改正法律案、同施行條例中改正案、是ヲヤシテカラニシテラ………
- 花井卓藏君 印紙ノコトが此處ニアルカラ極メテ置キタイ
- 政府委員(小山溫君) 御答致シマス、印紙犯罪處罰法ハ刑法施行後處罰法規ノ整理ニ關スルモノデ、施行法ニハ必要ガアリマセス、印紙犯罪處罰法が可決ニナリマシテモ、刑法施行法デ刑法が行ハレマシテ、然ル後印紙犯罰處罰法が行ハレルト云フコトニシナケレバイケナイト思ヒマス
- 花井卓藏君 印紙犯罪處罰法が可決セラマスト云フト、本案ノ第二十五條ノ二號ニ影響ラスルト云フコトハ無論ナ話デゴザイマスガ、唯今考ヘテ見マスルト云フト、本案ノ二十六條ノ第十一ニモ筆ヲ入レナケレバナラヌ結果ニナリマスカラシテ、ドウカ印紙法案ノ否決ニナラザル以前ニ於テ、政府ハ反省ラシ、改心ヲセラレテ撤回ニナランコトヲ望ミマス
- 委員長(磯部四郎君) ソレデハ裁判所構成法中改正法律案ノ審査ニ移リマス
○花井卓藏君 全部異議ナシ
○委員長(磯部四郎君) ソレデハ是モ可決——裁判所構成法施行法中十四條削除
- (「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 委員長(磯部四郎君) ツレデハ是モ原案ニ決シマシタ、是ヨリ監獄法ニ移リマス——監獄法ハ如何デゴザイマセウ、各章ニ依テ審査スルコトニシテハ………
(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 委員長(磯部四郎君) 第一章
- 委員長(磯部四郎君) (「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 委員長(磯部四郎君) 原案ニ決シマシタ、第二章收監
- 委員長(磯部四郎君) (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 委員長(磯部四郎君) 原案ニ決シマシタ、第三章拘禁
- 委員長(磯部四郎君) (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 委員長(磯部四郎君) 原案ニ決シマシタ、第四章戒護
- 委員長(磯部四郎君) (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 委員長(磯部四郎君) 原案ニ決シマシタ、第五章作業
- 委員長(磯部四郎君) (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 委員長(磯部四郎君) 原案ニ決シマシタ、第六章教誨及ヒ教育
- 委員長(磯部四郎君) (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 委員長(磯部四郎君) 原案ニ決シマシタ、第七章給養
- 委員長(磯部四郎君) (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 委員長(磯部四郎君) 原案ニ決シマシタ、第八章衛生及ヒ醫療
- 委員長(磯部四郎君) 原案ニ決シマシタ、第九章接見及ヒ信書

- (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
○委員長(磯部四郎君) 原案ニ決シマシタ、第十章領置
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 委員長(磯部四郎君) 原案ニ決シマシタ、第十一章賞罰
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 委員長(磯部四郎君) 原案ニ決シマシタ、第十二章釋放
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 花井卓藏君 餘リ決セラレテハ困リマスカラ一言致シテ置キマスガ、釋放中假出獄ノ規定ハ性質上監獄法ニ掲グベキモノデハナイ、是ハ少シク越權ノ立法デアルト私ハ信ジテ居ル、併ナガラ此所ニ之ヲ定メテ置キマセヌト云フト、新刑法ノ假出獄ニ關スル規則ト云フモノガナイコトニナリマシテ、運用上ニ妨ラ來タシマスカラシテ、他日削ラルベキモノアルト云フコトヲ確信シテ、近キ將來ト云フ意味ニ於テノ當分ノ中贊成ヲ致シマス
○委員長(磯部四郎君) ソレデハ花井君ノ御注意ノ外別ニ御異議ゴザイマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 委員長(磯部四郎君) 十二章モ原案ニ決シマシタ、第十三章死亡
○宮古啓三郎君 此場合ニ申シテ置キマス、第七十五條ニ受刑者ノ死體ハ解剖ニ附スルコトガ出來ルト云フ規定が設ケタル、斯ウ云フ事柄ハ隨分殘酷ナコトノヤウデアリマス、ソレニ對スル政府ノ説明ヲ伺シテ置キタイ
- 政府委員(法學博士小河滋次郎君) 此死體ノ解剖ニ付キマシテハ此前特別委員會デモ御答致シテ置キマシタ通リ、假令此規定ガアリマシテモ實行スルニ付テハ極メテ慎重ニ注意ラ加ヘル考デアリマス、併シニラ行フカラト申シマシテモ、法文ノ上デハ殘酷ニ涉ルヤウデハゴザイマスケレドモ、手續ノ上ニ於テハ極メテ鄭重ニ致シマス、必要ノナイニ、サウ無暗ニ解剖スルコトハ出來ナカラウト思ヒマス、尙解剖ヲシタ後ニ於テ十分ニ縫合セラ致シマシテ、サウシテクダ鄭重ニ葬ルヤウニ致シマス、何レニ致シテモクダ實際ニ行フニ付テハ十分注意ヲ致シマス
- 花井卓藏君 第七十一條第七十二條等ニ關係ヲ致シマスルカラ、參考ノタメニ伺ツテ置クノゴザイマスガ、死刑ノ執行ヲ監獄内ニ於テ致スト云フコトハ、監獄當局者トシテ望ムトコロデアリマセウカ、望マレヌトコロデアリマセウカ伺ヒタイ、或ハ他ニ然ルベキ場所ヲ設ケテ、此忌ムベキ死刑ノ執行ヲセラル、ノガ適當ダト云フ感ハアリマセヌカ、此質問ヲ起ス理由ハ他日ニアル
- 政府委員(小山溫君) 御答ヲ致シマスガ、監獄ノ死刑ノ取扱ノコトヲ御尋ニナリマシタノデスカ
○花井卓藏君 監獄内ニ於テ死刑ヲ執行スルニ於テ、他ノ囚徒ニ對スル利害得失ニ付テ御尋スルノデス
- 政府委員(小山溫君) 死刑ノ執行ヲ監獄内ニ行ヒマシテモ、外ノ死刑ナラザル囚徒ニ見エタリ開エタリスルヤウナコトハ非常ノ害ヲ來タシマスカラ、ソレデ此七十一條ニ特ニ刑場ト云フモノヲ設ケタノゴザイマス、監獄内ニモ區劃ヲ附ケテ外ノ者ト別ケテ、別ナ所ニスルヤウニ致シテ居リマス、ソレカラ序ナガラ申上ゲテ置キマスガ、此死刑ノ執行ト云フコトハ實際ノ取扱申シマスルト、是ハ監獄デモ極メテ嫌ガアリマス、段々或ハ行

フニ非常ニ困ルヤウナコトが生ジテ來ルグラウト信ジテ居リマス、ヤウ云フ場合ハ或ハ特別手當デモ給スルトカ、何トカ云フ風ニナラナケレバナラヌト思シテ居リマス

○花井卓藏君 監獄ノ理事者ハ人ヲ殺スト云フ死刑ヲ執行スルコトハ甚ダイヤガル、併ナガラ法律ニ規定ガアルカラ、イヤガルノ無理ニ死刑ヲ執行セシムル、尙且尋常ノ手當デハ強ユル譯ニイカヌカラ、特ニ優遇ヲシテアラユル手當ヲ與ヘテ此執行ヲスル、斯ウ云フ今日ノ状態ニナツテ居ルト申サル、意味ニ、私ノ耳ニハ響キマシタガ、其通りニ相違アリマセヌカ

○政府委員(小山温君) 御尋ノ通リアリマス

○花井卓藏君 施行法ニ於テ申スノハ少シク管轄が違ツテ居ルヤウデゴザイマスガ、行刑實際家ガ執行ヲスルコトヲ甚ダ欲セヌ、甚ダ困ル、而モ良キ手當ヲ與ヘテモ避ケント企テ居ル、是ハ當リ前ノコトアラウト思フ、人ノ首ヲ絞メテ生命ヲ取ルト云フコトデゴザイ

マスカラシテ、人間自然ノ情トシテ當然ノコトデアラウト思ヒマス、國ノ法律ガ斯ノ如キ無情ナル、而シテ局ニ當ル者ノ忌ムトコロノ死刑ヲ、今日マデ存在セシメルノ法案ヲ立テラ

レタノハ如何ニモ感服致シマセス、御答辯ノ趣意ヲ以テ當分ノ中死刑ナル刑名ヲ存スルモ、近キ將來ニ於テ二十幾條カニゴザイマシタ特別法規ノ補則ニ依ズテ、刑法ノ完全ヲ期セラル、トキニ、ヤハリ刑法中ヨリ死刑ヲ削ルト云フ案ヲ提出セラレテ、何處々マデモ

完全無缺ノ刑法ニ向ハシメラレンコトヲ切望シテ止マヌノテアリマス、私思フニ死刑ノ廢止ト云フコトハ監獄理事者ノ奮發次第デ出來ルコトデアル、法律ガアツテモ權力ノ強制

ガアツテモ、監獄理事者ガ奮發フシタナラバ死刑ト云フモノヲ廢スルコトハ容易ニ出來ルト

思フ、ソレハ何デアルカト云ヘ、死刑ノ宣告ヲ受ケタル者ノ死刑ヲ執行シナイ、何ト言シテモ執行シナイ、是ガ一つノ論デアル、既ニ執行ヲナサズ、刑ヲ科シタトコロデ仕方がナイト

云フノデ、茲ニ反省ヲシテ死刑廢止ト云フ彼岸ニ到着スル(「ソレナラ監獄モ廢スルガ宜イ」ト呼フ者アリソレデ死刑ヲ執行シナイト云フヤウナコトハ、職務フ怠ルモノアルカラ、其職ヲ免ズルト云ウタナラバ屑ク其免職ヲ受ケル、是ガ日本全國ノ監獄理事者ノ全般ニ

行渉フタナラバ死刑廢止ヲ達シ得ラマス、他ノ自由刑ヲ執行スルニ付テハ別ニ不満ヲ

感シナインデアルケレドモ、死刑執行ニ付テハ行刑者ガイヤガニテ居ル、斯ウ云フノデアリ

マスカラ監獄ヲ廢スルナド、云フ論ト同性質ノモノデナイ、ドウゾ死刑廢止ノ一日モ速ナ

ルヤウニ、更ニ當局ニ於テ御詮議アランコトヲ希望致シテ置キマス

○委員長(機部四郎君) モウ別段ニ御議論アリマセヌケレバ、七十五條マテ原案ニ

決シマス、ソレカラ附則「本法ハ刑法施行」云々、是ハ異議ゴザイマスマイ

(「異議アリマセヌ」ト呼フ者アリ)

○委員長(機部四郎君) 左様々々、是モ別段ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(機部四郎君) ソレデハ監獄法モ是デ原案ニ決シマシタ、チヨコト御説リ致シマスガ、先程阿部君カラ報告ガゴザイマシタ印紙犯罪處罰ト云フモノハ、マダ特別委

員會ノ調査ヲ終シテ居リマセヌ、ソレニ拘ハラズ今日御審議ニナリマシタ、此四法案ト云フモノハ、餘程急速ヲ要スルモノデアリマスカラ、アノ印紙犯罪處罰法ノ調査會ハ後廻シニシテ、是ダケハ至急ニ本會ノ議事ニ上ルヤウ手續ヲ致シマスガ、御異存アリマスカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○花井卓藏君 今日御可決ニナリマシタ案ヲ、次ノ本會議ニ報告ニナルコトヲ望ミマスルガ、印紙犯罪處罰法ニ付テハ、再ビ此委員會ヲ開カナイヤウニ致シマタイト云フ希望ヲ述ベテ置キマス、採決ヲ望ミマスルト面倒デゴザイマスカラ、ソレハ委員長ノ御計ヒテ時マデモ御開キニナラナケレバ、彼ハ知ラザルノ間ニ葬ラレテシマフデアリマス

○委員長(機部四郎君) 然ラハ花井君ノ御意見ハ含ンデ置キマフデアリマス

午後二時四十二分散會

○花井卓藏君 本會ノ調査ヲ終シテ居リマセヌ、ソレニ拘ハラズ今日御審議ニナリマシタ、此四法案ト云フモノハ、餘程急速ヲ要スルモノデアリマスカラ、アノ印紙犯罪處罰法ノ調査會ハ後廻シニシテ、是ダケハ至急ニ本會ノ議事ニ上ルヤウ手續ヲ致シマスガ、御異存アリマスカ

明治四十一年三月九日印刷

明治四十一年三月十日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局